時事新報

第三千七百十三號
明治廿六年七月廿一日　金曜日
舊曆癸巳六月九日（己未）
日　出午前四時四十二分　入午後六時五十二分
月　出午前十時二十九分　入午後十一時二十九分
滿潮　午前十一時四十五分　午後十一時八分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり」

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一ヶ月　前金五拾錢〇三ヶ月　前金壹圓四拾五錢〇六ヶ月　前金貳圓八拾五錢〇一ヶ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報遞送料

一	日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津、	一ヶ月	金拾三錢
二	南亞米利加、中央亞米利加、布哇諸嶋、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國	一ヶ月	金六拾錢
三	北米合衆國、英領加奈陀	一ヶ月	金三拾錢
四	香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲	一ヶ月	金六拾五錢
五	露領浦潮斯德、清國諸港	一ヶ月	金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社ニ送シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ還ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

文治派と武斷派

世人の言を聞くに政府部內には文治武斷の兩派ありて互に意見を異にして互に消長あり即ち前內閣の閣員には武斷派のもの多かりしが現內閣は之に反して文治派の閣員多數を占めたり云々といふものあり文治武斷とは如何なる意味なるや知る可らずと雖も抑も文明國の施政に文治の必要は勿論のことなれども時として武斷の必要なきに非ず即ち法律政令百般の內治は專ら文を主とするものなれども外交の關係に於ては平時と雖も武を修むるの必要あり況して一旦有事の場合に當り武力の欠く可らざるは論なきのみ左れば文治派と云ふと雖も時としては武斷の必要あるは勿論なりとして視ろの所謂武斷派なるものに至りては其意義を解するに當たはず或は武斷派とは字義の如く武斷政治を主張するものにして其極端を云へば自家の主義を行ふが爲めには現在の政法慣習を犧牲に供するも憚らざるものゝ意味を稱するものなるやとの推測の說もなきに非ざれども斯る主義は決して今日の社會に行はる可きに非ず所謂武斷とは決して斯る意味のものには非ざる可し我輩の所見を以てすれば所謂文武とは內外の區別にして即ち文治派は內國の靜謐を主として先づ何事も成る可く穩に處置し俗に云ふ事なかれかしの主義にして外國の關係の如き務めて之を避けんとする其反對に一方の武斷派は重きを外に置き內には多少の不平あるも之に頓着せず外に對して國權を張らんとするものならんか果して然らば其名の當不當は兎も角も自から政治の主義として見る可きものなり彼の明治初年の征韓非征韓の論の如き今日の論者は或は西鄉以下の征韓派を目して漫に無謀の擧を企てたるが如くに論ずるものもなきに非ざれども畢竟事後の成敗を見て時の事情を詳にせざるが爲めにこそあれ我輩の所見を以てすれば一方は內治を主とし一方は外事に重きを置きたるものにして政略上の爭に外ならず其孰れの主義が果して國に利なるや否やは人々の判斷に任するの外なしと雖も日本の政治上に此兩主義の相對立するは自然の數なる可し即ち單に政府の部內のみならず世間の學者論客中にも既に其議論あることにして日本今日の國是は果して內治を專らとして外國との關係は務めて之を薄くす可きか將た大に對外の政策を畫して國權の擴張を謀る可きかは吾々國民たるものゝ去就を決す可き大問題と云はざるを得ず左れば政府部內の政客中に所謂文治武斷の兩派ありて互に意見を異にするは毫も怪しむに足らざる次第にして兩派の人々は飽くまでも其意見を主張し互に局に當りて之を行はんと勉むること彼の英國の自由黨の政府の局に當れば專ら內治を主張すれども保守黨が之に代れば全く反對にして外交を重んずるが如くすることこそ國の爲めに利益なれ英國の如きは所謂政黨內閣の習慣にして主義の爭は常に朝野の間に在ることなれども我國の事態は未だ斯くの如き場合に至らず內閣の更迭は政府の部內に行はるゝの常なれば所謂文武の爭も亦その部內に於てすること自然の成行なればなり抑も現內閣の主義果して文治の一方に在るか自から政治上の一主義なれば務めて他の異見を排斥し斷乎として其見る所を行ふ可し武斷派も亦然り對外に重きを置くは政治家の主義として毫も咎む可き所あらざればますます其主義の擴張に勉む可し世人は各その見る所に隨て贊否を表す可きのみ即ち政客たるの本分を全ふするものなれども双方共に互に遠慮して互に明言せず只その折合のみを謀らんか是れぞ情實の本色を顯はすものにして世人は其孰れにも與するものなかる可し政客の爲めに謀れば主義を屈し政友を失ふものにして此上の不利はある可らず我輩の取らざる所なり

官報

○勅令

朕明治二十六年度歲出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年七月十九日　大藏大臣渡邊國武

勅令第七十二號

災害地出張旅費ハ明治二十六年度歲出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得

朕陸軍一年志願兵條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年七月十九日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第七十三號

陸軍一年志願兵條例

第一條　徵兵令第十一條ニ據リ一年志願兵トナル者ハ居住地師管內ニ於テ服役スヘキ兵科及衛戍地ヲ擇フコトヲ得但第四條ニ當ル者ハ此限ニ在ラス

第二條　一年志願兵ニハ所屬隊ヨリ糧食、被服、裝具、兵器、陣營具ノ現品ヲ給シ被服費、裝具費、陣營費及兵器修理費トシテ金六十二圓糧食費トシテ金三十八圓ヲ納メシム又騎兵科ニ入ル者ニハ馬匹ヲ貸與シ馬糧費、裝蹄費、剔毛費及馬藥費トシテ更ニ金七十圓ヲ納メシム以上ノ金額ニテ不足ヲ生スルトキハ之ヲ追徵シ殘餘アルトキハ之ヲ還付シ兵器ハ本人滿期ノ際之ヲ返納セシム

第三條　一年志願兵ハ在營セシムルヲ例トス但本人ノ願ニ依リ聯隊長（聯隊ヲ成サヽル隊ニ在テハ獨立隊長以下同シ）外泊ヲ許シ通勤セシムルコトヲ得

第四條　費用ノ全額ヲ自辨シ能ハサル者ハ糧食費外ノ費用ヲ官給ス

第五條　一年志願兵ハ總テ無給料トス其檢査往復竝ニ入營退營旅費亦自辨トス

第六條　官費服役ヲ許スヘキ一年志願兵ノ定員ハ每年陸軍大臣之ヲ定ム

第七條　官費服役出願者前條ノ定員ヲ超過スルトキハ年少ノ者ヨリ順次次年ニ廻シ入隊セシム

第八條　一年志願兵志願者ハ其願書ヲ一月三十一日迄ニ本籍ノ嶋司郡市長（東京京都大坂ノ三市及北海道函館區ニ在テハ區長以下同シ）ヲ經テ自費服役者ニ在テハ服役スヘキ衛戍地所管ノ旅團長（東京衛戍地ニ在テハ步兵第一旅團長）ニ官費服役者ニ在テハ居住地所管ノ旅團長ニ差出スヘシ但徵兵令第十一條ノ學校卒業者ハ卒業證書寫及戶主ニアラサルモノハ戶主二十歲未滿者ハ戶主若クハ後見人ノ承諾書ヲ添附スルヲ要ス

嶋司郡市長ハ志願者ノ身元資產竝ニ犯罪有無ノ證明書ヲ製シ其願書ニ添附スヘシ

第九條　前條ノ志願者ニシテ一月三十一日迄ニ徵兵令第十一條ノ學校ヲ卒業セサル者ハ其年十月三十一日迄ニ卒業スヘキ者ニ限リ學校長ノ證明書ヲ以テ卒業證書寫ニ換フルヲ得但卒業ノ上ハ直ニ卒業證書寫ヲ添ヘ旅團長ニ屆出ヘシ

第十條　旅團長ハ第八條ノ志願者中學術試驗ヲ受クヘキ者ノ人名書二通ヲ製シ師團長ニ呈スヘシ師團長ハ其一通ヲ監軍ニ呈シ一通ヲ身體檢査ヲ爲サシムヘキ軍醫ニ下付スルモノトス

第十一條　一年志願兵ノ學術試驗條例ハ每年監軍之ヲ定メ陸軍大臣之ヲ告達ス

第十二條　師團長ハ學術試驗ヲ受クヘキ者ノ身體檢査時日ヲ定メ府縣知事ニ通達シ本人ヲ檢査地ニ召集ス

第十三條　師團長ハ軍醫ヲシテ學術試驗ヲ受クヘキ者ノ身體檢査ヲ爲サシメ其合格者ハ陸軍將校生徒試驗臨時委員ヲシテ學術試驗ヲ爲サシメ試驗書類ヲ將校學校監ニ送付スヘシ

將校學校監ハ試驗ノ成績ニ據リ及第落第ヲ定メ監軍ノ決定ヲ受ケ之ヲ旅團長ニ通告スヘシ

第十四條　旅團長ハ前條ノ通告ニ據リ及第者ニハ一年志願兵認定證書ヲ付與シ落第者ニハ其旨ヲ通知スヘシ

第八條但書ノ卒業者及第九條ニ當ル者ハ通常ノ徵兵ト同時ニ身體檢査ヲ爲シ合格者ニハ一年志願兵認定證書ヲ付與シ不合格者ニハ其旨ヲ通知スヘシ但第九條ニ當ル者ノ認定證書ハ同條但書ノ屆出ヲ爲シタルトキ之ヲ付與スルモノトス

第四條ニ當ル者ハ認定證書ノ外別ニ官費服役證書ヲ付與スヘシ

第十五條　一年志願兵ノ入隊期日ハ每年十二月一日トス

第十六條　一年志願兵認定證書ヲ受ケタル者ハ入隊スヘキ年ノ十一月三十日迄ニ第二條若クハ第四條ノ金額ヲ所屬隊ニ納付スヘシ但入隊前外泊ノ許可ヲ受ケタル者ハ第二條ノ糧食費ヲ控除シ納付スヘシ

第十七條　一年志願兵ノ教育ニ關シテハ聯隊長其責ニ任スルモノトス

第十八條　一年志願兵中勤務精勵品行方正ニシテ豫備士官タルヲ得ヘキ材幹アル者ハ入隊ノ日ヨリ起算シ四箇月ノ後一等卒ヲ命シ通常教育ノ外特別ノ教育ヲ授ケ更ニ二箇月ノ後上等兵ト爲シ下士ノ勤務ヲ爲サシメ更ニ三箇月ノ後二等軍曹ノ階級ニ進メ勤務ヲ練習セシム

其服役滿期ニ際シテハ聯隊長終末試驗委員ヲシテ第二十六條ノ格例ニ從ヒ終末試驗ヲ爲サシメ其成績ヲ具シ師團長（步兵ニ在テハ旅團長ヲ經テ）ノ認可ヲ受ケ及第者ニハ終末試驗及第證書ヲ授與シ一等軍曹ニ其落第者ハ二等軍曹ニ任シ豫備役ニ編入ス

第十九條　前條及第二十二條ニ當ラサル者ハ入隊ノ日ヨリ起算シ十ケ月ノ後一等卒ヲ命シ更ニ二ケ月ノ後上等兵ト爲シ通常教育ノ外下士タルノ教育ヲ授ケ服役滿期ノ際其成績優等ノ者ハ師團長ノ認可ヲ受ケ二等軍曹ニ任シ其餘ノ者ハ下士適任證書ヲ付與シ若クハ之ヲ付與セスシテ豫備役ニ編入ス

第二十條　第十八條及第二十二條ニ當ル者ニシテ疾病其他ノ事故ニ由リ豫備士官タルノ見込ナキニ至リタルトキハ第十九條ノ例ニ準シ取扱フモノトス

第二十一條　醫學、藥學、獸醫學若クハ經理學ノ卒業證書ヲ所持スル者ハ步兵隊（經理學、商業學卒業證書ヲ所持スル者ハ師團司令部所在地ノ步兵隊ニ限ル）ニ獸醫學ノ卒業證書ヲ所持スル者ハ騎兵隊、野戰砲兵隊又ハ輜重兵隊ニ於テ前半年間隊列勤務ヲ爲シ後半年ノ初ニ於テ軍醫生、藥劑生、獸醫生又ハ軍吏生ト爲リ各專門ノ勤務ヲ練習スルコトヲ得志願ノ者ハ入隊ノ際其卒業證書寫ヲ添ヘ出願スヘシ

前項ノ獸醫生タラントスル者ハ第二條

第二十二條　前條ノ志願者中勤務精勵品
ヘキ志操アル者ハ入隊ノ日ヨリ起算シ
ケ月ノ後上等兵ヲ命スヘシ之ニ軍醫生
ルニハ師團監督部長若クハ軍醫長、獸醫
モノトス但軍吏生ト爲シタル者ハ下士
タルトキヨリ更ニ三ケ月ノ後三等書記

第二十三條　軍醫生ノ教育ハ聯隊上級軍醫
長、獸醫生ノ教育ハ聯隊上級ノ獸醫官、
其責ニ任スルモノトス

第二十四條　軍醫生、藥劑生、獸醫生ハ曹

第二十五條　軍醫生、藥劑生、獸醫生及軍
際師團監督部長、軍醫長若クハ獸醫長
ノ格例ニ從ヒ終末試驗ヲ爲サシメ其及
績ヲ具シ師團長ノ認可ヲ受ケ）終末試
テハ二等書記ニ任シ豫備役ニ編入ス
其落第者ニ在テハ軍醫生ハ三等看護長
ハ陸軍工下長ニ軍吏生ハ三等書記ニ任
前二項ニ於ル下士ノ任官ハ軍醫生、
醫務局長、獸醫生ニ在テハ當該隊長ヨリ
長ヨリ陸軍省經理局長ノ認可ヲ受クル

第二十六條　師團長及師團監督部長ハ每
定メ豫メ之ヲ告達ス

第二十七條　終末試驗委員ハ聯隊長監督
軍醫生、藥劑生、獸醫生ノ終末試驗委員
醫長ノ指揮ニ屬ス

第二十八條　第十八條及第二十二條ニ依
タ兵卒ト居室ヲ異ニシ將校ト共ニ會食

第二十九條　一年志願兵ノ服制ハ別ニ定
科ノ下士兵卒ト同ヘトス但軍醫生、藥劑
シテ襟ニ特別ノ徽章ヲ附ス

第三十條　戰時若クハ事變ニ際シテハ一
ニ服セシム

第三十一條　一年志願兵入隊前禁錮以上
トキハ其親族ヨリ旅團長ニ屆出ヘシ

第三十二條　一年志願兵認定證書ヲ所持
ニ由リ十二月一日ニ入隊シ難キトキハ
長ニ出願スヘシ
前項ノ事故アル者十二月三十一日ヲ過
旅團長之ヲ次年廻シト爲シ聯隊長及本

第三十三條　一年志願兵入隊シタルトキ
ハ本籍所管大隊區徵兵官又ハ警備隊

第三十四條　一年志願兵認定證書ヲ得タ
二月一日ニ入隊セサルトキハ一年志願

第三十五條　徵兵事務條例第五十三條第
願兵ニモ亦適用ス但其豫備役ニ編入ス

附則

第三十六條　本條例第一條乃至第四條ハ
兵ニハ適用セス

雜報

○澳地利の暴徒鎭定す

勞働者の團結せし澳地利國の
が本月三日を以て全く鎭定に
暴擧に付去月十九日より本月三
二週間內に於て官民鬪爭のため
九人又勞働者の死亡は七十五人
成筋へ電報達したる由なり

○青森室蘭間　の定期航海

始することゝなりしが右出帆時
線と炭礦鐵道の室蘭線とを接
ふるため函館郵船會社支店長
通りに決定したるよし

青森發	一日午後十時
函館着	二日午前五時
同　發	同日午前八時
室蘭着	二日午後六時

○全國各銀行諸會社利

國立銀行之部

行名或ハ社名	資本金高
新潟第四國立銀行	五〇〇、〇〇〇
大坂第十三國立銀行	五〇〇、〇〇〇
同第三十二國立銀行	三七五、〇〇〇
前橋第三十九國立銀行	七〇〇、〇〇〇
館林第四十國立銀行	五六〇、〇〇〇
土浦第五十國立銀行	一三五、〇〇〇
津和野第五十三國立銀行	一二〇、〇〇〇
弘前第五十九國立銀行	二〇〇、〇〇〇
長岡第六十九國立銀行	一八〇、〇〇〇